

障 発 0528 第 5 号
令和元年 5 月 28 日

各都道府県知事・指定都市の長 殿

厚 生 労 働 省
社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領の制定について」
の一部改正について

「精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領の制定について」（平成 30 年障発 1206 第 3 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を別添のとおり一部改正し、令和元年 7 月 1 日以後の申請について適用することとしたので、適切な運用に努められるとともに、精神保健指定医等関係者に対しても周知徹底方お取り計らい願いたい。

なお、改正後の同通知の全文を参考までに添付する。